

医療費助成制度のお知らせ

申請が必要

■問合せ 町民税務課 ☎ 47-8015

町では、下記の助成制度に該当する方が医療機関にかかった場合、医療費(保険適用分)等を助成しています。

助成制度	対象となる方(家庭)
母子家庭等・ 父子家庭医療費助成	<ul style="list-style-type: none"> 夫と死別または離婚し、20歳未満の子どもを養育している母子家庭 夫と死別または離婚し、現在、婚姻していない一人暮らしの寡婦の方(75歳未満) 妻と死別または離婚し、20歳未満の子どもを養育している父子家庭
重度障害者(児)医療費助成	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳の交付を受け、1級～3級の障害を有する方 療育手帳の交付を受けた方 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け1級または2級に該当し、自立支援医療受給者証の交付を受けた方
子ども医療費助成	<ul style="list-style-type: none"> 出生から中学3年生までの全児童

【医療費受給者証の更新】

母子家庭等・父子家庭、重度障害者(児)の医療費受給者証の有効期限は、7月31日(日)です。**8月診療分以降も助成を受けるためには、申請が必要です。**対象者には、申請書を送付いたしますので、更新手続きをしてください。子ども医療費の助成については、更新手続きは不要です。

- (提出書類)** 医療費受給資格認定申請書、健康保険証、印鑑、通帳、障害者手帳等
 ※本人および扶養義務者(同一世帯)の方で、平成28年1月1日現在南越前町に住所がなかった方は所得課税証明書が必要です。
- (受付期限)** 8月5日(金)まで 午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日は除く)
 ※7月29日(金)、8月5日(金)は午後7時まで受け付けます。
- (受付場所)** 町民税務課・各総合事務所

後期高齢者医療制度のお知らせ

8月1日から新しい保険証に切り替わります。
 新しい保険証は、「福井県後期高齢者医療広域連合」から7月末日までに郵送されます。

- ◎保険証は一人に1枚発行されます。
- ◎8月1日を過ぎても保険証が届かない場合は、町民税務課までお問い合わせください。

平成28年8月1日からの保険証(青色) ▶
 有効期限が、平成29年7月31日となります。
 現役並み所得者の方(及びその方と同世帯の被保険者の方)の一部負担金は「3割」となります。

■問合せ 町民税務課 ☎ 47-8015

後期高齢者医療被保険者証	
被保険者番号	1 1 1 1 1 1 1 1
氏名	広域 太郎
一部負担金割合	1割
交付年月日	平成28年 8月 1日
有効期限	平成29年 7月31日

後期高齢者医療被保険者証	
被保険者番号	1 1 1 1 1 1 1 1
住所	福井市西開発4丁目202番1
氏名	広域 太郎
一部負担金の割合	1割
生年月日	昭和 7年 7月 7日
資格取得年月日	平成20年 4月 1日
発効期日	平成28年 8月 1日
交付年月日	平成28年 8月 1日
保険者番号	3:9 1:8 2:0 1:9
保険者名	福井県後期高齢者医療広域連合